

「その他の記載内容」について

- 現行の我が国の監査基準では、監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示と「その他の記載内容」に重要な相違がある場合には、監査報告書にその内容を追記することが求められている。

この点について、国際監査基準では、財務諸表の表示に加え監査人が監査の過程で得た知識と「その他の記載内容」との間に重要な相違があるか検討を行い、監査報告書に独立した区分を設けてその結果を記載する旨の改訂が行われている。この改訂は、「その他の記載内容」を監査意見の対象に含めるものではなく、国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、この改訂の趣旨について、「監査済財務情報を含む文書に含まれる様々な『その他の記載内容』の伝達・提供方法を考慮した上で、『その他の記載内容』に関する監査人の適切な責任を特定することにより、国際監査基準が引き続き財務諸表の信頼性向上に貢献することを確保することである」と説明している。

（注）「その他の記載内容」とは、国際監査基準上、企業の年次報告書（財務情報の速報や、目論見書を含む証券発行に関する文書を除く）に含まれる、財務情報及び非財務情報（財務諸表及びその監査報告書を除く。）をいうとされている。

- これまでの監査部会の審議においては、この国際監査基準の改訂について、
- ・ 非財務情報の重要性が高まる中、監査人が、「その他の記載内容」について財務諸表の表示及び監査の過程で得た知識に照らして検討を行うことは、財務諸表の信頼性だけでなく、非財務情報に対する信頼性を高める反射的效果も期待される
 - ・ 今回の改訂は、監査人に財務諸表の監査の過程で入手した監査証拠に基づく検討を求めているのであって、追加的な監査手続を要求するものではないため、実務への影響は軽微
- といった意見があった一方、
- ・ 監査意見の対象はあくまで財務諸表であるため、今回の改訂により、非財務情報に関して監査人がどのような責任を負うこととなるのか、慎重に検討する必要がある
 - ・ 監査意見の対象ではない事項を監査報告書の記載内容に含めるべきではない
- といった意見も出された。

- こうした意見を踏まえ、本件については今回の監査基準の改訂には含めず、引き続き検討を行うこととしてはどうか。